

正

届書コード	※処理区分
265	

健康保険 被保険者賞与支払届

T13

④ 賞与支払年月日  
平成 年 月 日

常務理事	事務局長	課長		担当者

①健康保険被保険者証の記号		⑦ 賞与支払予定年月	⑧ 平成 年 月
---------------	--	------------	----------

A B C D E F G H I J	②健康保険被保険者証の番号	③生年月日 元号 年 月 日	④賞与支払年月日 平成 年 月 日	⑤賞与額(合計) 千円	①被保険者の氏名		⑦ 賞与額		⑧種別 ⑨※作成原因
					賞与額		⑩通貨によるものの額	⑪現物によるものの額	
					⑫	⑬	⑭	⑮	

社会保険労務士記載欄	印
------------	---

平成 年 月 日提出

事業所所在地	〒	—	
事業所名称			
事業主氏名			印
電話	(	)	局番

◎※印欄は記入しないでください。

副

届書コード	※処理区分
265	

健康保険 被保険者標準賞与決定通知書

④ 賞与支払年月日				
平成				
	年	月	日	

①健康保険被保険者証の記号		⑦ 賞与支払予定年月	⑧ 平成 年 月
---------------	--	------------	----------

A B C D E F G H I J	②健康保険被保険者証の番号	③生年月日 元号 年 月 日 平成 年 月 日	④賞与支払年月日 平成 年 月 日	⑤賞与額(合計) 千円	① 被保険者の氏名		⑦ 賞与額		⑧ 種別 ⑨ 作成原因
					賞与額		⑩ 通貨によるものの額	⑪ 現物によるものの額	
					⑫	⑬	⑭	⑮	

① 健康保険組合理事長

上記のとおり標準賞与が決定されたので通知します。

事業所所在地	〒	—	
事業所名称			
事業主氏名			殿
電話	(	)	局番

- (付記)
- 前月までの標準賞与額の年度累計額が573万円を超えている場合は標準賞与額は0円となり、当該届出で年度累計額が573万円を超える場合は、573万円から前月までの累計額を控除した額が標準賞与額となります。
  - この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（関東信越厚生局内）に審査請求できます。また、審査請求の決定に不服があるときは再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起できます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2ヵ月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定のあったことを知った日から6ヵ月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6ヵ月以内）に、健康保険組合を被告として提起できます。（ただし、原則として決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起ができなくなります。）なお、審査請求があった日から2ヵ月を経過しても決定がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起ができます。
  - この通知書を受け取ったらすみやかに、決定された標準賞与などを、それぞれの被保険者に通知してください。

## 注 意 事 項

1. この届出様式は健康保険専用となっております。厚生年金保険分については、年金事務所から送付される専用用紙をお使い下さい。
2. ㊦欄の「賞与支払予定年月」は、必要のある場合のみ記入して下さい。
3. ㊥欄、㊧欄は記入の必要はありません。
4. その他の記入方法については、下記をご参照下さい。

### 【元号・被保険者種別の説明】

元号                    5：昭和   7：平成

被保険者種別        1：坑内員以外の男子   2：女子   3：坑内員   5：厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子  
6：厚生年金基金の加入員である女子   7：厚生年金基金の加入員である坑内員

### 【記入の方法】

1. ㊦には、賞与(賃金、給料、俸給、手当、賞与其他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対賞として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるもの)の支払年月日を記入すること。

たとえば、平成15年8月21日の場合は、**15 08 21**と記入すること。

なお、㊥～㊦欄外(上段)に記入した場合は、賞与支払年月日が同日の被保険者にかかる㊥～㊦欄の㊦については記入を要しないこと。

2. ㊧には、通貨で支払われた賞与額を記入すること。
3. ㊨には、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって厚生労働大臣又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を記入すること。
4. ㊩には、㊧及び㊨の合計額から、1000円未満を切り捨てた額を記入すること。

たとえば、234,765円の場合は、**234**千円と記入すること。なお、10,000千円以上となる場合は、**9999**千円と記入すること。